



東京都国民健康保険団体連合会

▶ 目 次 ◀

電子レセプトにより請求する保険医療機関等の皆様へ【お願い】 … 1

レセプト請求について【お願い】 … 2

電子レセプト請求に対応していないレセコンをご使用の保険医療機関の皆様へ … 3

保険医療機関等地区別担当表 … 4

◆電子レセプトにより請求する保険医療機関等の皆様へ【お願い】

1 オンラインによる再請求のお願い

オンライン請求を実施している保険医療機関及び保険薬局には、オンラインによる返戻と紙媒体による返戻を行っています。

再請求にはオンラインによる請求をお願いいたします。

2 医科レセプトを提出される保険医療機関の皆様へ

電子レセプトにより請求される医科レセプトについては、傷病名漏れが見受けられます。

医科レセプトの傷病名漏れから、突合審査で減点されることがありますので、電子レセプトの請求の際は、傷病名漏れにご留意くださいますようお願いいたします。

3 保険薬局の皆様へ

突合審査による減点は処方せん発行の保険医療機関の診療報酬から調整されますので、調剤レセプトの請求の際は、処方せん発行の保険医療機関名、医療機関番号については記載誤りのないようご注意くださいようお願いいたします。

◆ レセプト請求について【お願い】

1 酸素の購入価格に関する届出について

酸素の購入価格に関する届出書につきましては、厚生労働省告示で毎年2月15日までに提出することとなっております。

- (1) 届出が必要な保険医療機関
平成27年4月1日以降に酸素の診療報酬請求を予定する保険医療機関
- (2) 提出期限
平成27年2月16日（月）：15日が日曜のため本年は16日
※ まだ届出されていない保険医療機関につきましては、届出されるようよろしくお願いいたします。
- (3) 提出先及び問い合わせ先
〒163-1111 東京都新宿区西新宿6丁目22-1 新宿スクエアタワー 11階
関東信越厚生局東京事務所 TEL 03-6692-5119
- (4) 関東信越厚生局のホームページ
(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html)

2 「特記事項」欄について

記載要領及び記録条件仕様上、「特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合について」は、特記事項に「09施」と記載することとなっております。請求の際は必ず確認のうえ、コードと略号の入力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

審査第1部 審査事務共助指導課 審査情報係 03-6238-0273（直通）

3 歯科レセプトを提出される保険医療機関の皆様へ

請求される歯科レセプトについては、傷病名漏れが見受けられます。
傷病名漏れから、減点、返戻されることがありますので、レセプト請求の際は、傷病名漏れにご留意くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

審査第1部 審査課 歯科係 03-6238-0256（直通）

◆電子レセプト請求に対応していないレセコンをご使用の 保険医療機関の皆様へ

1 レセコンを使用した診療報酬の書面による請求は、 平成27年4月診療分以降できなくなります

レセコンを使用した診療報酬の書面による請求は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和51年8月2日厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）の規定により、平成27年4月診療分以降できなくなります。平成27年4月診療分以降は、レセコンを使用しない（手書き）ことなどによって、免除（※）又は猶予の要件に該当しない限り、電子レセプトにより請求しなければなりません。

平成27年4月診療分以降、現在のままレセコンを使用して書面による請求を行うと、請求省令に違反した請求となり、審査支払機関がレセプトを受理できないため、診療報酬をお支払いすることができなくなります。

平成27年4月診療分以降の請求について、レセプト請求に係る届出書を提出していない保険医療機関は、速やかに届出書の提出をお願いいたします。

※ 手書き免除の届出書を提出しレセコンを使用しない保険医療機関である病院又は診療所若しくは基準日において常勤の保険医が全員65歳以上であり、その旨の免除届出書を提出している保険医療機関である診療所は、書面による請求が認められています。基準日につきましては、次の『2 レセプトの請求方法の変更に伴い、届出書の提出が必要です』に記載の表を参照して下さい。

2 レセプトの請求方法の変更に伴い、届出書の提出が必要です

レセプトの請求方法によって、提出していただく届出書が異なります。

【電子請求の場合】

- ◆ オンライン請求 ……………電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出
- ◆ レセ電請求 ……………光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出

【書面による請求の場合】

- ◆ レセコン未使用（手書き）……………請求省令第七条第一項による書面による請求の開始届出書
《様式第5号》五条要件該当
- ◆ 高齢65歳以上免除……………請求省令第七条第一項による書面による請求の開始届出書
《様式第5号》六条要件該当

※ 高齢65歳以上免除の基準

対象保険医療機関	基準日	対象生年月日
レセコン使用の医科診療所	平成22年7月1日	昭和20年7月2日以前に生まれた者
レセコン使用の歯科診療所	平成23年4月1日	昭和21年4月2日以前に生まれた者
レセコン未使用（手書き） の医科・歯科診療所	平成23年4月1日	昭和21年4月2日以前に生まれた者

【問い合わせ先】

システム管理部 システム管理課 レセプト電算係 03-6238-0456（直通）

保険医療機関等地区別担当表

(医科・調剤共通)

(平成27年3月現在)

医NO	地 区	担当部署
01	千代田区	2部2課
02	中央区	
03	港区	2部3課
04・57	新宿区	2部2課
05	文京区	2部1課
06	台東区	
07	墨田区	2部3課
08	江東区	2部2課
09	品川区	
10	目黒区	
11・56	大田区	2部3課
12・55	世田谷区	2部1課
13	渋谷区	
14	中野区	
15	杉並区	
16	豊島区	2部3課
17	北区	
18	荒川区	2部2課
19	板橋区	2部1課
20	練馬区	2部3課
21	足立区	
22	葛飾区	2部2課
23	江戸川区	2部3課

医NO	地 区	担当部署
24	瑞穂町	2部2課
	日の出町	
	檜原村	
	奥多摩町	
27	東村山市	2部3課
28	青梅市	
29	八王子市	2部2課
30	立川市	
31	国分寺市	2部1課
32	町田市	
33	武蔵野市	
34	国立市	2部2課
35	日野市	2部1課
36	三鷹市	2部3課
37・39・54	西東京市	2部1課
38	府中市	2部2課
40	昭島市	2部3課
41	小金井市	2部1課
42	調布市	
43	小平市	2部2課
44	福生市	
45	狛江市	2部3課
46	東大和市	2部2課

医NO	地 区	担当部署
47	清瀬市	2部1課
48	東久留米市	2部2課
49	武蔵村山市	2部1課
50	多摩市	2部3課
51	稲城市	
52	あきる野市	2部2課
53	羽村市	2部1課
03	島 嶼	2部3課

歯	科	2部4課
---	---	------

訪 問 看 護	2部4課
---------	------

編集兼発行人

平澤 康二

本会へのお問い合わせについて

(代表電話番号 03-6238-0011)

* 審査結果通知書の内容について

医科・調剤＝審査課医科係へ 歯科＝審査課歯科係へ

* 増減点・返戻通知書の内容について

電話交換手に「〇〇区（貴保険医療機関等の所在地）を担当している2部〇課」と指示してください。

* 再審査結果の内容について

(1) 《保険者申し出》

医科・調剤＝再審査課へ 歯科＝審査課歯科係へ

(2) 《保険医療機関（保険薬局）申し出》

医科・調剤＝審査課医科係へ 歯科＝審査課歯科係へ

* レセプトの取下げについて

【再審査・取下げ依頼書】は、本会ホームページからダウンロードができます。

東京都国民健康保険団体連合会ホームページアドレス <http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/>

提出先＝貴保険医療機関（保険薬局）を担当している2部〇課宛にお願いいたします。

〒102-0072
東京府千代田区飯田橋三十五
F A X 〇三(六二三八)〇〇一
T E L 〇三(六二三八)〇〇二
東京府千代田区飯田橋三十五